

介護専用型特定施設入居者生活介護開設候補事業者公募要項

第1 公募の趣旨

沖縄県高齢者保険計画に基づき本県における介護専用型特定施設入居者生活介護事業所の整備を行うことを目的として、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けようとする候補事業者（以下「指定候補者」という。）を広く募集する。

第2 公募内容

1 整備地域・整備定員数

サービス種別	介護専用型特定施設入居者生活介護		
入居者の要件	①要介護者 ②入居の際に要介護者であった者であって、現に要介護者ではない者 ③入居者である要介護者（②に該当する者を含む。）の3等親以内の親族 ④特段の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると県知事等が認める者		
整備地域	整備年度	整備定員数	整備施設数
沖縄市内	令和6年度	62人	各1施設
沖縄市内	令和7年度	47人	
沖縄市内	令和8年度	30人	
うるま市内	令和6年度	40人	
浦添市内	令和7年度	60人	
南風原町内	令和7年度	45人	

※本公募で募集を行うサービスは、介護専用型特定施設入居者生活介護であり、要介護者以外も対象とする混合型特定施設入居者生活介護ではない。

※指定候補者へ配分される定員数について、応募状況その他の理由により調整を図る場合がある。

※応募は、新たに特定施設を新設する者又は既存の施設により特定施設入居者生活介護の指定を受けようとする者、どちらも可とする。

2 公募対象施設区分

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づくサービス付き高齢者向け住宅を含む）とする。

※サービス付き高齢者向け住宅の場合は、有料老人ホームに該当するものに限る。

3 公募期間

令和6年5月20日（月）～令和6年7月19日（金）

第3 応募資格

本公募に応募可能な事業者は、次に掲げる事項をすべて満たす法人とする。

- ① 沖縄県内に主たる事務所を置く法人であること。
※新たに法人を設立する場合は、原則として応募書類提出までに法人を設立していること。
- ② 「第2の2 公募対象施設区分」に掲げる施設を現に運営する者又は有料老人ホームの届出を行おうとする者(サービス付き高齢者向け住宅であるものを含む。)であること。
- ③ 応募者及び法人の役員等は介護保険法第70条第2項各号に規定する指定除外要件に該当していない者であること。
- ④ その他指定特定施設入居者生活介護を実施するにあたり関係法令に照らし必要な要件を備えた者であること。
- ⑤ 募集期間の最終日において、直近3年間の国税及び地方税を滞納していない法人であること。
- ⑥ 法人の役員または役員予定者に、沖縄県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

第4 応募要件

- ① 応募1施設あたりの整備定員数は、「第2の1 整備地域・整備定員数」で示すとおりとする。
- ② 原則整備年度の3月31日までに特定施設入居者生活介護の指定を受け、運営開始できるものであること。
- ③ 施設等は、「沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年沖縄県条例第23号)第11章及び「沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」(平成25年沖縄県規則第50号)第11章の規定に適合すること。
- ④ 1法人が応募できるのは1件とする。
- ⑤ 建設用地については、都市計画法、農振法、農地法、その他土地に係る法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認していること。
- ⑥ 建設用地については、原則として、法人自らの所有(買収見込みを含む。)が確定していること。また、有償、無償を問わず借り上げにより建設用地を確保する場合は、施設の長期運営に必要な措置(30年以上の地上権等の設定)が取れるものであること。
- ⑦ 土地建物に当該事業以外の目的による抵当権その他当該事業の遂行を制限する恐れのある権利が設定されていないこと。
- ⑧ 設置場所が、津波防災地域づくりに関する法律に基づき県が公表する津波浸水予測区域でないこと。
※ただし、既存施設の申請等のやむを得ない事情により、津波浸水予測区域内とする場合には、津波による浸水から入所者等の命を守るための具体的な措置(災害を想定した設計内容、避難計画の作成等の災害計画)が講じられていることを条件とする。

- ⑨ 設置場所が、土砂災害防止法に基づき沖縄県が指定する土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は、沖縄県が公表する土砂災害危険箇所でないこと。
- ⑩ 設置場所が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき沖縄県が指定する急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- ⑪ 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている法人でないこと。
- ⑫ 「沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針」に則り適切な運営が行われることが見込めること。

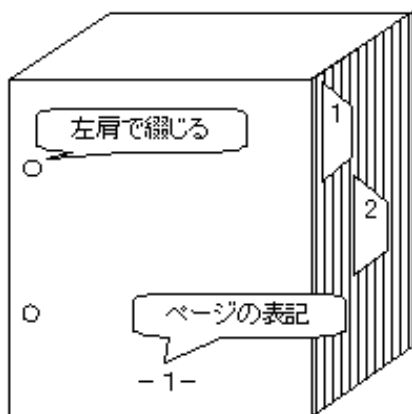
第5 提出について

1 応募書類及び提出部数

応募する法人は、様式1から様式7、その他必要書類（以下「応募書類」という。）を各10部（正本1部、副本9部）作成し、1部ずつA4ファイル等に綴じて提出すること。

提出にあたっては、目次、インデックス及びチェックリストも添付すること。

（別添提出資料一覧参照）



- 原則A4版とし、A3図面等はA4サイズに折りたたみ、B5やB4サイズの内紙はA4用紙に貼り付けて綴じること。
- ページを付けること。
- 添付書類に、番号標記のインデックスを付けること。
- 1部ずつ、全体をA4ファイル等で綴じること。
- 副本はコピー可。ただし、原本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。（代表者（法人登記）印部分を除く。）

2 提出方法

応募書類は、原則として受付場所に直接持参するものとする。ただし、特別な事情により直接持参できない場合は、電話連絡のうえ書留郵便により提出すること。なお、書留郵便による提出は、令和6年7月19日（金）必着。

《受付場所》

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁本庁舎3階）

沖縄県保健医療介護部高齢者介護課 指導班

3 受付期間

令和6年6月20日（木）～令和6年7月19日（金）

（土、日、祝祭日を除く。）

受付時間 午前9時から午後5時

なお、受付期間内に応募書類が整わない場合は、いかなる事情があっても一切受け付けない。

第6 その他留意事項

- ① [再掲] 指定候補者へ配分される定員数について、応募状況その他の理由により調整を図る場合がある。
- ② 法人が提出する応募書類等の著作権は、提出した法人に帰属する。
- ③ 指定候補者選定時において必要があると認める場合には、追加資料の提出及び応募者に対しプレゼンテーションの実施を求める場合がある。
- ④ 応募に関する一切の費用（書類作成及び各種証明にかかる費用等）については全額応募者側の負担とする。
- ⑤ 提出書類について、県からの求めに応じる場合以外は、受付期間の終了後の応募書類の再提出または差し替えは認めない。
- ⑥ 選定状況についての照会には一切応じない。
- ⑦ 提出書類は今回の選定以外には使用しない。また、理由を問わず返却はしない。
- ⑧ 応募受付後、状況の変化等により辞退をする場合は速やかに辞退届出書（任意様式）を提出すること。
- ⑨ [再掲] 指定を受けようとする施設については、既設・新設を問わない。
- ⑩ 応募書類その他提出した資料は、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人情報または法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とする。
- ⑪ 原則として、本公募による選定を受けたことに係る権利は、その譲渡等を認めない。

第7 指定候補者の選出について

1 応募の審査

- (1) 外部有識者等で構成する沖縄県介護専用型特定施設入居者生活介護等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された応募書類及び必要に応じ実施される応募者のプレゼンテーションを受けて総合的に審査を行う。

(2) 審査の主な視点

- ① 応募事業者（運営法人）について
- ② 事業の目的等について
- ③ 開設予定地について
- ④ 開設予定施設について（入居者に対するサービス内容（利用料・権利擁護・家族及び地域との連携体制等）、安定的かつ質の高いサービス提供への取り組み（職員配置、研修計画、各種マニュアルの整備等）など）
- ⑤ 設置にあたっての資金計画について
- ⑥ 市町村等保険者の意見

2 審査対象の除外等

次のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外し、審査後に発覚した場合は、応募を無効とする。

- ① 指定候補者が申し込み時に提出した応募資料等において、その内容に虚偽または事実と著しい内容の相違、あるいは不正があると認められたとき。
- ② 応募法人又はその関係者が選定に関して有利になるよう選定委員会の構成員に接触したとき。
- ③ 応募後に、「第4 応募要件」に満たないことが確認されたとき。
- ④ その他不正な行為があったとき。

3 指定候補者の決定

指定候補者は、選定委員会の審査結果を受けて知事が決定する。

4 選定の取消

- (1) 決定後も、提出された書類の内容に重大な不備及び虚偽があったと認められる場合や、重要な事項（建設予定地・資金計画等）の変更があった場合は、決定を取り消すことができるものとする。

（決定の主な取消事項）

- ① 指定候補者が、虚偽その他不正な手段により選定を受けた場合
 - ② 応募法人に重大な変更が生じたとき
 - ③ 建設予定地の変更、または建設予定地が確保できないとき
 - ④ 整備計画に重大な変更が生じたとき
 - ⑤ 建設等に必要な資金調達が明らかに困難になったと認められるとき
 - ⑥ その他、特定施設入居者生活介護の運営に支障をきたすと認められるとき
- (2) 事業開始日に大幅な遅延が生じた場合、あるいは特定施設入居者生活介護の指定申請が原則として事業開始日の前々月末日までに提出されなかった場合（県がやむを得ないものと認めた場合を除く。）は、その決定を取り消すことがある。
 - (3) (1)及び(2)の決定を取り消した場合、要した費用の弁済及び損害賠償を県に求めることはできない。
 - (4) 知事は、決定を取り消した際は、取り消された指定候補者を除いて改めて審査結果の中から整備する法人等を決定するものとする。

5 結果の通知及び公表

指定候補者の決定・通知は令和6年9月中を目処に行う。

選定結果については、すべての応募者全員へ文書で通知するとともに、沖縄県保健医療介護部高齢者介護課ホームページにて公表する。

(<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/index.html>)

※審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

第8 質問事項等の照会先

- 1 質問送付票（様式第8号）によりFAXで提出し、併せて電話で受信の確認を確実に
行うこと。

質問内容（質問法人等の名称を除く）及び回答については、沖縄県高齢者介護課ホームページで回答する。

(<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/index.html>)

《照会先》 沖縄県保健医療介護部高齢者介護課 指導班 濱比嘉・比屋根

手順1 質問送付票の送信先 FAX : 098-862-6325

手順2 質問送付票の受信確認先 TEL : 098-866-2214

- 2 質問内容は簡潔かつ明確に記載すること。
- 3 応募者は、介護保険法及び関係基準を熟知したうえでの応募を前提としているため、
指定基準等の自らで確認できる内容の質問は受け付けない。ただし、基準条例等の解釈
上の疑義についてはこの限りではない。
- 4 応募状況及び応募者に関する問い合わせには応じない。
- 5 質問受付期間

令和6年5月20日（月）～令和6年6月19日（水）

※質問受付期間終了後の質問は受け付けない。

第9 スケジュール

日程	概要
令和6年5月20日（月）	募集要項掲載
令和6年5月20日（月） ～令和6年6月19日（水）	募集要項等に対する質問受け付け
令和6年6月20日（木） ～令和6年7月19日（金）	応募書類の提出期間
令和6年8月	事業者に対するヒアリングの実施 (選定委員会を予定)
令和6年9月	選定結果通知

※日程については変更が生じる可能性もあります。予めご了承ください。